

弊社製 中型ダンプトラックのリコールに関するお知らせ

平素は弊社製品をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日弊社は次の内容のリコールを国土交通省へ届け出ました。

対象車両をご愛用いただいておりますお客様には、大変ご迷惑をお掛けすることとなり誠に申し訳ございません。当該製品をお持ちのお客様には、お知らせのダイレクトメール、電話、訪問等により直接ご案内申し上げます。ご無理を申しあげることになりますが、お時間の都合をつけていただき、弊社手配による修理（無料）をお受け戴きますよう、謹んでお願い申し上げます。

1. 不具合の内容

- ①スペアタイヤキャリアにおいて、巻き上げ機固定用ボルトの取付けが不適切なため、締付けトルクが不足し、軸力が低下しているものがあります。そのため、そのままの状態で使用を続けると、走行時の振動等によりボルトが緩み、巻き上げ機及びスペアタイヤ（以下、「巻き上げ機等」という）が傾き、最悪の場合、ボルトが外れ、巻き上げ機等が脱落し、他の交通の妨げとなるおそれがあります。
- ②シャシフレーム（車枠）及びサブフレーム（車体）を締結する対向ブラケット固定用ボルト及びナットにおいて、製造が不適切なため、誤品が取り付けされています。

2. 改善の内容

- ①巻き上げ機固定ボルトの締付けトルクを点検し、トルクが不足しているものは規定トルクで締付けします。
- ②車体締結用対向ブラケットの固定ボルト及びナットを点検し、誤品が装着されていた場合は正規品と交換します。

3. 対象車両

平成29年6月から平成29年10月の間に弊社から出荷した、中型ダンプトラック。
※仕様により、改善の内容は①と②の両方、もしくは①または②のどちらかとなります。
※対象車両の製造番号につきましては 「7. 対象製品の製造番号」をご参照ください。

4. 対象台数

98台

5. 改善作業時間

約1時間

6. お問い合わせ窓口

下記の新明和オートエンジニアリング(株)の各営業所、またはフリーダイヤルまでご連絡ください。

新明和オートエンジニアリング(株)の各営業所

営業所名	郵便番号	住所	TEL
北海道営業所	063-0801	札幌市西区24軒1条7丁目2-39	011-643-3481
東北営業所	983-0034	仙台市宮城野区扇町2丁目3-16	022-236-3438
関東営業所	339-0073	さいたま市岩槻区上野3丁目10-28	048-793-3000
東京第一営業所	230-0003	横浜市鶴見区尻手3丁目2-43	045-581-1141
東京第二営業所	120-0006	足立区谷中4丁目4-13	03-3628-0661
中部営業所	457-0058	名古屋市南区前浜通1丁目5-2	052-618-2021
関西営業所	663-8001	西宮市田近野町1-1	0798-51-7183
中国営業所	734-0023	広島市南区東雲本町2丁目21-26	082-284-6655
九州営業所	812-0042	福岡市博多区豊1丁目9-42	092-472-2267

フリーダイヤル

新明和工業(株)	
寒川工場 品質管理課	0120-743-051

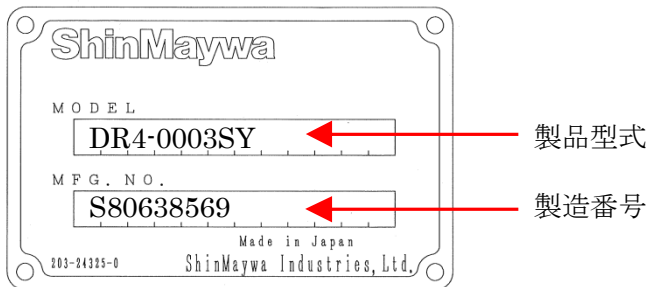
まことに恐れ入りますが、お問い合わせの受付時間は、祝祭日および弊社所定の休日を除く月～金曜日の9:00～12:00, 13:00～17:00の間でお願い申し上げます。

7. 対象製品の製造番号

下表の製造番号範囲の車両を所有されている場合は、お手数ですが、問い合わせ窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。なお、下表の製造番号の範囲の中には対象外の製品も含まれています。

対象の製品名	製品型式	製造番号の範囲 及び製作期間	対象台数
中型 ダンプトラック	DR4-0003SY DRF4-0003SY DT4-10S SD4-30	S80638569～S81044361 平成 29 年 6 月 16 日～平成 29 年 10 月 25 日	98 台

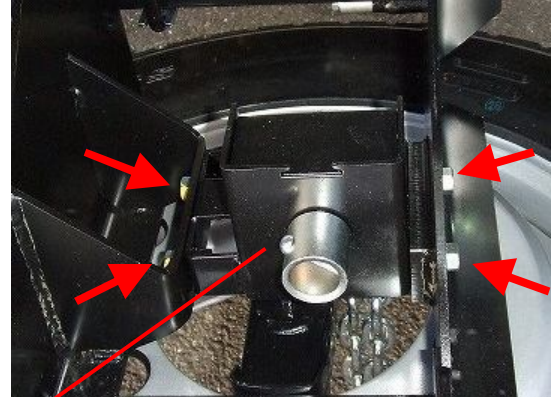
製造番号銘板取付位置（丸印は製造番号銘板）※仕様により取付位置が異なる場合があります。



製造番号銘板（例）

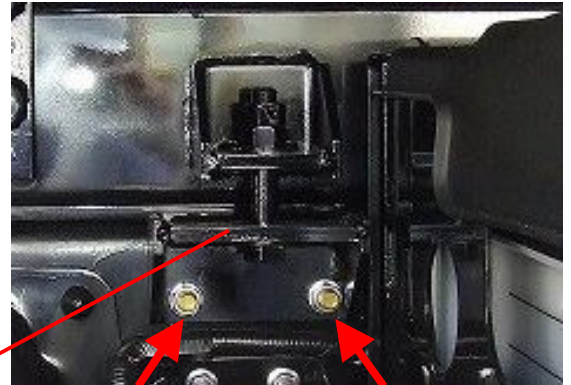
改善箇所説明図

①スペアタイヤキャリア（STC） 巻き上げ機固定用ボルトの締付けトルク確認



スペアタイヤキャリア 巻き上げ機（矢印4箇所が締付けボルト）

②対向ブラケット 固定用ボルトおよびナット交換（M10→M12）



対向ブラケット（矢印2箇所が固定用ボルト）

注： は基準不適合箇所

- ① 中型ダンプ車のスペアタイヤキャリアにおいて、巻き上げ機固定用ボルトの取付けが不適切なため、締付けトルクが不足し、軸力が低下しているものがある。そのため、そのままの状態で使用を続けると、走行時の振動等によりボルトが緩み、巻き上げ機及びスペアタイヤ（以下、「巻き上げ機等」という。）が傾き、最悪の場合、ボルトが外れ、巻き上げ機等が脱落し、他の交通の妨げとなるおそれがある。
- ② 中型ダンプ車のシャシフレーム及びサブフレームを締結する対向ブラケット固定用ボルト及びナットにおいて、製造が不適切なため、誤品が取り付けられている。

[改善の内容]

- ① 全車両、巻き上げ機固定用ボルトの締付けトルクを点検し、トルクが不足しているものは規定トルクで締付ける。
- ② 全車両、車体締結用対向ブラケットの固定ボルト及びナットを点検し、誤品が装着されていた場合は正規品に交換する。

[識別方法]

改善実施済車には、運転者席ドアロックストライカー付近にN o. 4160の識別ステッカーを貼り付ける。